

小規模多機能型居宅介護事業

介護予防小規模多機能型居宅介護事業

重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日 現在

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護(以下「介護サービス」という。)の提供にあたって、当事業所が説明すべき事項は以下のとおりです。

1、 事業所

(1)	事業者	大惣株式会社
(2)	事業所の名称	サポートハウス桃李の里
(3)	所在地	総社市真壁158-4
(4)	法人種別	株式会社
(5)	介護保険事業者番号	3390800096
(6)	代表者	坪井 祥隆
(7)	管理者	中谷 望美
(8)	電話番号	0866-93-3243

2、 事業目的

要支援者・要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

3、 事業所の運営の方針

- (1) 住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

- (3) 介護サービス提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下「サービス計画」という。)に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 介護予防の十分な効果を高める観点から、介護サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるように、様々な工夫をして適切な働きかけを行う。
- (5) サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度について常に評価を行う。
- (6) 地域に開かれた事業運営を確保するため、利用者の家族や地域の関係者等を含め意見交換・運営点検のため「運営推進会議」を設置する。

4、事業所概要

建物	構 造	鉄骨2階建
	延床面積	396, 00m ²
事業所設備	居室面積	73, 78m ²
	居間及び食堂面積	88, 40m ²
	台所面積	11, 00m ²
	浴室面積 (特浴)	10, 75m ²
	(普通浴)	3, 78m ²
	消火器	3ヶ所
利用定員	登録定員	29名
	通所定員	15名
	宿泊定員	9名

5、職員の職種及び員数並びに勤務内容

管理者	1名(常勤・介護支援専門員兼務) 事業所の従業者の管理及び業務の管理
計画作成担当者	1名以上(介護支援専門員)(常勤・管理者兼務) サービス計画の作成及び介護サービスの提供
看護職員	1名以上 利用者の健康管理
介護職員	6名以上 介護サービスの提供

6、介護職員の勤務体制

- (1) 日 勤 9:00～18:00
- (2) 日 勤 ① 9:00～12:00
- (3) 日 勤 ② 9:00～16:00
- (4) 日 勤 ③ 8:30～17:30
- (5) 日 勤 ④ 9:00～15:00
- (6) 日 勤 ⑤ 8:00～17:00
- (7) 日 勤 ⑥ 8:30～16:30
- (8) 早 出 7:00～16:00
- (9) 遅 出 11:00～20:00
- (10) 夜 勤 17:00～10:00
- (11) フレックスタイム

7、営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月～日まで 祝日・年末年始は営業
- (2) 営業時間 24時間 訪問サービス
9:00～16:00 通所サービス
16:00～9:00 宿泊サービス

8、事業実施区域

事業実施区域を厚生労働大臣が定める振興山村及び特定農山村地域を除いた総社市とする。

9、介護サービスの内容

- (1) 利用者的人格を十分配慮しながら、心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。
- (2) 介護サービスの提供は、事業所の従業者が当たるものとする。利用者の負担によつて介護の一部を付添者等に行わせることがないようとする。
- (3) 利用者が事業所の従業者と食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクレーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように援助する。

(4) 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて医療機関との連携を図るなど適切な対応を行う。

(5) 介護サービスの提供にあたり、次項に該当する行為は行わない。

① 医療行為

② 利用者もしくは家族からの金銭又は高価な物品の授受

③ 飲酒及び利用者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙

④ 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他ご利用者又はそのご家族等に行う迷惑行為

(6) 介護サービス概要

① 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

ア 食事

・食事の提供及び食事の介助

・食事サービスの利用は任意です。

イ 入浴

・入浴又は清拭をおこないます。

・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪の介助をおこなう。

・入浴サービスの利用は任意です。

ウ 排泄

・利用者の状況に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

エ 機能訓練

・利用者の適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努める。

オ 健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握に努める。

カ 送迎サービス

・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスをする。

② 訪問サービス

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。その際、介護サービス実施のため必要な備品等は無償で使用させていただく。

③ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

10、利用料及びその他の諸経費

- (1) 法定代理受領サービスに該当する介護サービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該介護サービスに係る地域密着介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- ※1単位につき10円とする。

① 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

同一建物に居住していない場合

要介護度	1	10, 458単位
要介護度	2	15, 370単位
要介護度	3	22, 359単位
要介護度	4	24, 677単位
要介護度	5	27, 209単位

同一建物に居住している場合

要介護度	1	9, 423単位
要介護度	2	13, 849単位
要介護度	3	20, 144単位
要介護度	4	22, 233単位
要介護度	5	24, 516単位

② 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

同一建物に居住していない場合

要支援	1	3, 450単位
要支援	2	6, 972単位

同一建物に居住している場合

要支援	1	3, 109単位
要支援	2	6, 281単位

③ 短期利用居宅介護（登録者以外）

小規模多機能型居宅介護費（1日につき）

要介護度	1	5 7 2 単位
要介護度	2	6 4 0 単位
要介護度	3	7 0 9 単位
要介護度	4	7 7 7 単位
要介護度	5	8 4 3 単位

介護予防小規模多機能型居宅介護費（1日につき）

要支援	1	424単位
要支援	2	531単位

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など以下の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

- ア 登録者の数が登録定員未満であること。
- イ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ウ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
- エ 指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
- オ 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

③ 加算

- ・初期加算 1日 30単位（登録日から30日間）

事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30円を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再び開始した場合も、同様とする。

- ・認知症加算 I 920単位 II 890単位

III 760単位 IV 460単位（1月につき）

認知症加算I：(1)～(5)のいずれにも適合する場合、算定可能

- (1)認知症介護実践リーダー研修等終了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合には1人以上、20人以上の場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10または端数を増す毎に1を加えて得た数以上配置
- (2)認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のものに対して、専門的な認知症ケアを実施した場合

(3)当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留置事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催

(4)認知症介護の指導に係る専門的研修者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施

(5)介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定

・認知症加算Ⅱ：認知症加算Ⅰの基準(1)～(3)いずれにも該当する場合、算定可能

・認知症加算Ⅲ：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合、算定可能

・認知症加算Ⅳ：要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合、算定可能

・介護職員等処遇改善加算

(I) 所定単位数の9.2%を加算

(II) 所定単位数の9.0%を加算

(III) 所定単位数の8.0%を加算

利用者負担額は加算の内、負担割合分

・看護職員配置加算 I 900単位 II 700単位 III 480単位 (1月につき)

(I) 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合

(II) 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合

(III) 看護師を常勤換算方法で1名以上配置している場合

※いずれか1つのみ算定をする

※要介護1～5に該当する者のみ

・看取り連携体制加算 64単位

(死亡日から死亡日目前30日以下まで1日につき)

看護配置加算Iを算定している場合に算定する。尚、サービスを受けていない入院した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

※要介護1～5に該当する者のみ

- ・総合マネジメント体制強化加算 I 1200単位 II 800単位 (1月につき)
 - ・総合マネジメント体制強化加算(I):(1)～(6)のいずれにも適合する場合、算定可能
 - (1) 個別サービス計画について、利用者の心身状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協同により、随時適切に見直しを行なっていること
 - (2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること
 - (3) 日常的に利用者との関わりのある地域住民等の相談に対する体制を確保していること
 - (4) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行なっていること(看護小規模多機能型居宅介護の場合)
 - (5) 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援サービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
 - (6) 次に掲げる以下の基準のいずれかに適合すること
 - ア 地域住民等の連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行なっていること
 - イ 障害福祉サービス事業所、自動福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行なっていること
 - ウ 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
 - エ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること

- ・訪問体制強化加算 1000単位(1月につき)
 - 以下の用件を全て満たす場合に算定する
 - ア サポートハウス桃李の里が訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名配置している場合
 - イ サポートハウス桃李の里に登録している者のうち、同一建物以外に居住する者の割合が5割を超える場合

ウ サポートハウス桃李の里に登録している者のうち、同一建物以外に居住し要介護者に対する訪問サービスの提供が1月あたり延べ200回以上である場合

※要介護1～5に該当する者のみ

・中山間地域等における小規模多機能型居宅介護（所定単位数の5%に相当する単位数を加算）

※厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住する者のみ

・科学的介護推進体制加算 40 単位(1月につき)

(1) 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者的心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること

(2) 必要に応じて計画を見直すなど(1)に規定する情報その他小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

(2) 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

① 食事の提供に要する費用

1 日 (3食) 1,500円

内訳 朝 300円 昼 600円 夜 600円

② 宿泊に要する費用

1 泊 (管理費・寝具費含む) 2,200円

③ おむつ代 実費

④ 理美容代 実費

⑤ 前各号に掲げるもののほか、介護サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの。

(3) 前項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・押印)を受けることとする。

(4) (1)に記載の利用料は月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により、サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又はサービス

計画より多かった場合であっても、日割での割引や増額は行わない。

- (5) 前項の規定にかかわらず月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割料金をお支払いいただきます。
- ① 登録日……利用者が当事業所との利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかの介護サービスを実際に利用開始した日
- ② 登録終了…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

11、ご利用料金のお支払い方法

前月の利用料等の合計額を請求書として明細を添付して、当月15日までに通知いたします。ご利用料金は、当月末日までに現金を持参いただくかまたは銀行振り込みにてお願いいたします。

12、緊急時等における対応方法

介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

13、事故発生時の対応及び損害賠償

利用者に対して介護サービスの提供をしている時、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族へ連絡するとともに、関係機関への報告や損害賠償の手続きを行います。

14、苦情申し立てについて

- (1) 当事業所における苦情やご相談は、専用窓口にて受付けます。

窓口担当者 管理者 中谷 望美
対応時間 月～金 9:00～18:00

ご意見・要望のある場合は、遠慮なく申し出ていただくか、玄関に設置してある意見箱にお入れ下さい。 速やか解決に向けた調査を実施するとともに、必要な改善措置を講じる。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

総社市 長寿介護課

総社市中央一丁目1番1号 0866-92-8369 (8:30～17:15 土日祝除く)

岡山県国民健康保険団体連合会

岡山市北区桑田町17-5 086-223-8811(8:30～17:15 土日祝除く)

15、協力医療機関

当事業所は下記のとおり、利用者に対する定期的な診療、病状の急変等に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関を定めている。

協力医療機関 診療ドクター杉生 内科
医療法人 弘友会
みやお歯科クリニック 歯科
訪問診療 藤井クリニック

16、バックアップ施設 特別養護老人ホーム シルバーセンターセレーノ

17、非常災害時の対応

- (1) 非常時の対応 別途定める「消防計画」「業務継続計画」に則り対応する。
- (2) 近隣との協力 近隣自治会及び地元消防団と、非常時の連携をとり対応する。
- (3) 平時の訓練 別途定める「消防計画」「業務継続計画」に基づき、年2回以上避難訓練を実施する。

18、サービス利用の際の留意点

- (1) 宗教や信条の相違により、他者の権利を脅かさないこと
- (2) 口論、暴力、泥酔などで他者に迷惑をかけないこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- (4) 指定した場所以外で、火気を使用しないこと。
- (5) 故意に事業所や事業所内の物品に損害を与えた後、勝手に持ち出したりしないこと。
- (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
- (7) 現金・貴重品の紛失の責は負いかねるので、ご家族にて管理をおこなうこと。
- (8) ペットの持ち込みは原則おこなわないこと。

19、身体的拘束廃止について

事業所内において身体的拘束防止委員会を設けて防止に努めます。自傷、他傷の恐れのある場合は、事前に家族の了解を得たうえで、やむを得ず一時的に身体的拘束をする場合があります。その場合、時間・状況の記録をし、速やかに専門医の受診と家族への説明を実施し、身体的拘束の廃止に向けて定期的に検討します。

20、虐待防止に関する取り組み

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための取り組みの実施
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業所は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかにこれを市町村へ通報する。

21、秘密保持について

- (1) 介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはしない。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で細心の注意をしながら、情報提供することはできる。

22、地域との連携について

- (1) 事業者は、介護サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上活動状況を報告し、評価をうけるとともに、必要な要望助言等を聴く機会を設ける。
- (2) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- (3) 事業者は、その事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流をはかる。

説明事項確認書

令和 年 月 日

介護サービス提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

(事業所) 住所 岡山県総社市真壁 158-4

名称 サポートハウス 桃李の里

説明者

本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名